

業務の大幅な削減とペーパーレス化推進へ

～東京都第一本庁舎、第二本庁舎、都議会議事堂の廃棄物管理に電子マニフェストを導入～

東京都財務局

はじめに

国は第四次循環型社会形成推進基本計画で2022年度に電子マニフェスト普及率を70%とする目標を掲げています。この目標を達成するため環境省が策定した「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」の中に国、地方公共団体等の行政機関の事務及び事業において積極的に電子マニフェストを活用することを働きかけています。

こうした中、東京都財務局は2019年4月から同局が管理する東京都第一本庁舎、第二本庁舎、都議会議事堂から排出される廃棄物の管理に電子マニフェスト



東京都財務局建築保全部庁舎管理課 山本裕志氏

を導入しました。この度、東京都財務局建築保全部庁舎管理課の山本裕志氏に、電子マニフェスト導入の経緯やその効果について伺いましたのでご紹介します。

1. 年間マニフェスト件数、及び廃棄物の種類、量

東京都財務局が管理する東京都第一本庁舎、第二本庁舎、都議会議事堂から排出される廃棄物のマニフェストの件数は1,387件、廃棄物は、大半は廃プラスチック類(きれいなプラスチック、ペットボトル等)、金属くず(缶等)、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(ピン)であり、電子マニフェストの対象となる廃棄物は約257tである。(令和元年度発行実績)

2. 電子マニフェスト導入の経緯

おおむね3年に一度行われる大規模産業廃棄物処理事業者に対する新宿区の立ち入り検査を受けた際に、廃棄物の規模が大きいことと、西新宿の周辺ビルでも導入が進んでいることを踏まえて、電子マニフェストを導入してはどうかと勧められ、課内で検討した結果、ペーパーレス化や業務効率化につながると考え、電子マニフェストを導入した。

3. 導入時の課題

運用時の事務フローの検討と利用料金の支払い方法の2点が課題となった。

(1) 運用時の事務フローの検討

事務フローの検討は、JWセンターの導入説明会を受講し、詳細な運用方法はJWセンターへヒアリングを行い、情報収集をした。

集めた情報を整理しつつ、廃棄物処理を担当する職員や委託事業者の意見も参考にして事務フローを検討した。

① 受渡確認票の検討

委託先の収集運搬業者が既に電子マニフェストを運用していたことから、収集運搬業者が独自に作成した確認伝票を使用し、JWNETへ登録する際の情報入力票として活用している。

② JWNETへの登録方法の検討(パターン設定の活用)

廃棄物の種類毎に、排出事業場、処理業者を予めパターン設定し、廃棄物を引渡した後に①の確認伝票を

基にパターン情報を呼び出し登録する方法を採用した。

③ マニフェスト登録のタイミングの検討

電子マニフェストは排出事業者がマニフェストを登録しなければ収集運搬業者や処分業者がそれぞれ運搬・処分終了報告ができないことから、廃棄物の引き渡し後、原則として1日以内（土日祝日を含めない。また、止むを得ない事情による場合は2日以内）に入力することとしている。（収集運搬契約の仕様書にもその旨を明記）

(2) 利用料金の支払い

通常の契約では押印された紙の請求書を受領し支払い手続きを行うが、電子マニフェストの利用料金の場合、請求書は郵送されず、JWNETのマイページからダウンロードし印刷することとなる。

そのため、どのような手続きが妥当か検討した結果、地方自治法232条の5第2項に規定されている「資金前渡」により、職員が現金で指定銀行のATMに振り込みを行うこととした。

4. 委託先の処理業者の選定

委託する収集運搬業者、処分業者は財務局の競争入札により選定している。入札の参加条件として電子マニフェストを設定しているわけではないが、入札実施時に公開する仕様書に、電子マニフェストを利用して業務を行う旨を明記している。

5. 電子マニフェスト導入のメリット

日付印の押印やファイリング作業がなくなるなど、A票からE票の各票の管理の手間が大幅に削減された。また、マニフェスト管理簿を別途作成する必要がなくなり、

一覧表や任意のマニフェストをいつでも検索して確認ができ、法定期限を超過する恐れがある場合、注意喚起メールが届くなど、セーフティーネットが充実している。

電子マニフェスト導入前は、毎年前年度に交付した紙マニフェストを1枚1枚めくって集計・照会しながら作成する紙マニフェスト交付等状況報告書の作業はかなり手間だったが、導入後は、JWNETが電子マニフェストに登録した情報を集計し報告するため不要となった。さらに、紙マニフェストを保管する必要がないため、ペーパーレス化の推進にもつながった。紙マニフェストは5年分を常に保管しなくてはならないので、都庁舎の場合、段ボール10箱分程度のスペースを削減することができている。

6. 今後の課題

運用上、特に課題は感じておらず、とても便利なシステムだと考えている。強いてあげるなら、マニフェスト情報照会機能で検索する際に、ユーザーが設定した廃棄物の種類（細分類）の名称でも検索できるようにしてもらえると、さらに使いやすくなると思う。

東京都財務局概要

所 属：東京都財務局建築保全部庁舎管理課
所 在 地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
業 務 内 容：本庁舎の管理・運営